

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号。以下「法」という。）第十九条第三項の規定により、次のとおり資金管理団体の指定を取り消した旨の届出があつた。

令和三年一月十四日

神奈川県選挙管理委員会  
委員長 国吉 一夫

(一) 法第十九条第三項第一号による届出

資金管理団体の届出  
をした者の氏名

取消年月日

川上 賢治

賢西同友会

二、一二、八

細田 勝治

細田かつじ後援会

二、九、三〇